主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西畑肇の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、上告適 法の理由に当らない(なお、所論の点に関する原判決の判断は、相当である。)。 よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四一年四月一四日

最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	_	田	松	裁判官